

【委員会記録】

寺井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10 時 34 分)

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①)

・議案第 73 号 平成 23 年度徳島県一般会計補正予算(第6号)

【報告事項】 なし

鹿山警務部理事官

私からは、説明資料に基づきまして、提出案件のうち、平成 23 年度一般会計補正予算 (案)並びに繰越明許費(案)について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で 9,368 万 6,000 円の増額補正予算を計上しています。

その財源につきましては、右側の財源内訳欄に括弧書きで記載のとおりでございます。

主要事項について御説明いたします。2ページをお開き下さい。

公安委員会費は、公安委員の報酬の減額、公安委員会の運営及び風俗営業等の許可事務に要する経費の増額を合わせて 23 万 5,000 円を不用見込額として計上しています。

警察本部費は、給与費の増額、警察本部及び警察署の運営等に要する経費の減額を合わせて1億 6,647 万 8,000 円を増額として計上しています。

警察施設費は、交番・駐在所等整備事業費や警察署整備事業費をそれぞれ減額し、1,714 万 2,000 円を不用見込額として計上しています。

運転免許費は、運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費や自動車運転免許センターの整備事業費をそれぞれ減額し、4,932 万 5,000 円を不用見込額として計上しています。

恩給及び退職年金費は、警察関係者の恩給に要する経費を減額し、292 万 6,000 円を不用見込額として計上しています。

警察活動費は、交通安全施設整備事業費の国補対象事業費の増額、警察装備費、一般警察活動費、刑事警察費、交通指導取締費、交通安全施設整備事業費の維持補修費、東日本大震災救援対策費をそれぞれ減額し、合わせて 316 万 4,000 円を不用見込額として計上しています。

続きまして、3ページの繰越明許費(案)について、御説明をいたします。

まず、アの追加でございますが、管理運営費につきまして、繰越予定額とし1億 7,806 万 3,000 円を計上しています。

これは本部庁舎の中央監視システムの更新に要する経費で、工事実施時期の決定に関し、業務運営の日程調整など、諸条件の取りまとめに不測の時間を要したため、翌年度に繰り越す予定でございます。

次に、イの変更でございますが、警察署整備事業費の補正後の額1億 301 万 7,000 円につきましては、本会議初日に御承認いただきました警察本部庁舎防災機能強化事業の設計費 2,110 万円と、那賀警察署の耐震改修工事に要する経費、8,191 万 7,000 円を合わせた金額であり、工事実施時期の決定に関し、業務運営の日程調整など、諸条件の取りまとめに不測の時間を要したため、翌年度に繰り越す予定でございます。

また、交通安全施設整備事業費の補正後の額1億 2,900 万円につきましては、本会議初日に御承認いただきましたリチウムイオン電池を使用した信号機用電源付加装置分 900 万円と、さきの 11 月議会で御承認いただきました信号機や標識等の更新事業に要する経費分、1億 2,000 万円を合わせた金額であり、工事箇所の選定や実施時期の日程調整など、計画の諸条件の取りまとめに不測の時間を要したため、翌年度に繰り越す予定でございます。

以上、平成 23 年度一般会計補正予算(案)並びに繰越明許費(案)につきまして、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、その他報告事項はございません。

寺井委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

児島委員

2点ほど伺います。

昨日、自殺者についての報道がされていたが、以前に本県の全体的な自殺者の数については皆さん方の御努力、各市町村のそれぞれの御努力があって、全体の数は減ってきているという朗報がありますが、現在の、特に今回の報道にもありましたように、山間地域でありますとか、特殊な地域におきましては自殺者が増加をしているというのが、徳島県の現状であろうかと思います。

現在の一番新しい状況の中で特に全体の数として、65 歳以上の高齢者の自殺者数をわかる範囲で出していただきたいと思います。

西村刑事部長

警察で取り扱っております死体総数は、昨年 955 体を取り扱いました。このうち、65 歳以上の高齢者は 578 体であります。

死体取り扱い総数の約 60.5%を占めております。

高齢者のうち独居者は、172 体で高齢者全体の約 29.8%を占めており、過去 10 年間の推移を見てみますと、警察が取り扱った高齢者の死体は、平成 14 年から 344 体、404 体、462 体、530 体、544 体、559 体、626 体、558 体、625 体、578 対となっておりまして、そのうち独居者は、平成 14 年から 102 体、131 体、134 体、147 対、169 体、151 体、198 体、190 体、216 体、昨年在が 172 体でありました。

高齢者のうち独居者は大体 30%前後ということになります。

高齢者の自殺につきましては、それほど増減がございません。

平成 14 年に 55 体、次が 53 体、61、51、47、61、52、63、57、44 という状況でございます。

児島委員

御報告いただいたように、やはり、3割近い方が独居の高齢者であるし、また、自殺者の数もかなりなパーセンテージを占めているということが御報告されたわけでございます。

冒頭申しましたように、経済不況の中で全国的には自殺者の数と言うのはふえているというのが現状であります。本県の警察はもちろんであります。各市町村で、独居老人でありますとか、自殺防止のために日ごろお力添えをいただいていると思うのですが、警察としての今日までのそういった自殺を防ぐ取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

松岡生活安全部長

先ほど申しましたように、本県の自殺者は、昨年で申しますと、150 名の自殺者が出ているというところでございまして、全国的に見ましても、徳島県はよいほうから2番目という状況でございます。しかしながら、今申しましたように 150 名の方が亡くなられており、非常に深刻に受けとめているところでございます。

県警といたしましても、徳島県の自殺対策推進本部に加盟いたしておりまして、会議等に出席して対応しているところであります。それぞれの先ほどの独居者等の自殺者でありますけれども、各交番駐在所等でそれぞれの自宅へ訪問をさせていただくというような巡回連絡等を通じて、いろいろな話や相談を受け、そういうことも実施しているところでございます。また、市町村等とも連携しながら、自殺がなくなるようにいろいろな対策をとっているところでございます。

また、自殺に関しましての統計でございますけれども、これを県のほうに提供いたしまして、これを今後の自殺対策の1つとして考えていただくというふうなことにより、原因、年齢といった詳細を提供して対策を講じているところでございます。

児島委員

わかりました。できるだけ警察のほうも限られた署員の数で、独居老人のところを回ると言うのは難しいことではございますが、一例を挙げてみましても、郵政関係で、郵政のあれが変わりまして、今まで必ずそういった独居老人宅へも郵政が回っておったのが、回れないといったような別な実態がありますが、行政や警察のお力を合わせていただいて、できるだけ、毎日とはいかないかもしれませんが、そういった皆さん方の悩み等を聞いていただける時間、訪問を、さらに深めていただきたいと思います。思う次第であります。

続いて、もう一点だけ、お伺いをいたしておきたいと思います。

これも再三、御質問を委員会でさせていただいたわけですが、シートベルトの着用についてであります。

これも前回申し上げましたように、報道されておりましたように、取り締まり等も十分に警察でやっていただいておりますが、残念なことに、昨年の事故死者 49 人のうち四輪事故で死亡した 10 人のうちの 9 人がシートベルトの非着用だったというような残念な結果が出ているわけであります。また、そのシートベルトの着用については、調査でありますとか、路上を走っておりますも、警察でもそういったチェックをやっていただいているようでありますが、現在の本県のシートベルトの着用率、そして、今回、この死亡事故で 10 人のうちの 9 人までが非着用だったという残念な記録が出ているわけですが、これらを受けて、今後、その取り締まりとシートベルトの着用について、警察としての取り組みについてお伺いをしておきたいと思えます。

山口交通部長

今、委員からお話がありましたけれども、昨年 49 人のうち四輪乗車中に亡くなった方が 10 人、そのうち、シートベルト非着用者が 9 人ということで、着用率がわずかに 10%ということであり、これは全国ワースト 1 と報道のあったとおりでございます。

徳島県のシートベルトの現在の着用率でございますけれども、これは毎年秋に警察庁と全都道府県警察と JAF が合同でシートベルト着用状況調査を行っているところでございます。徳島県の場合、昨年のシートベルトの着用率でございますが、一般道路が、運転席が 96.9%、助手席が 90.5%、後部座席が 36.2%、高速道路でございますが、運転席が 99.2%、助手席が 97.2%、後部座席が 65.2%という状況でございます。

シートベルトにつきましては、それぞれ各警察署とも、任意の場所で指導取り締まりを行っているところでございますし、高速道路につきましては、高速隊がサービスエリア、パーキングエリア等で地道に着用指導を行っているところでございます。当然、取り締まりもやっているところでございまして、昨年は大体 2 万 2,000 件ほどの検挙がございます。

しかしながら、シートベルトは、被害軽減効果だけではなく、正しい姿勢を保って一定の緊張感を保持するということで、まさに交通安全、事故防止に非常に役立つものでございますので、警察といたしましては、引き続き、主要交差点、あるいは生活道路におきましても、積極的に指導取り締まりを行ってまいりたいと考えております。

特にシートベルトをしない理由といたしまして、よく言われているのが、近距離だから、つかまると思っていなかった、あるいは、シートベルトをする習慣がないんだと、このようなことを述べる者もございます。したがって、これはもう一度、地道に広報啓発活動をやっていかなければならないと考えております。

当然、警察だけではできませんので、関係機関、団体、あるいは交通ボランティアの方々と協力をいたしましてやっていく。それから、各家庭、学校、事業所を含めまして、全席シートベルト着用を進めてまいりたいと考えております。

児島委員

わかりました。警察本部につきましても、取り締まりはもちろんでありますが、企業についてはそういった働きかけによりまして、これも 100%シートベルト着用義務ということでやられているところもありますし、やはり、そういった地道な、企業、家庭、いろいろな団体を通じてやられていくのが、巷間、言われている一番大事なことではないかと思います。

このように残念なことであったわけでございますが、10 人中9人の方がシートベルトを締めていなくて亡くなったという残念な結果が出たわけでありますけれども、どうか取り締まりはもちろんでございますが、シートベルト、イコール安全運転ということをさらに広げていただけますように強く要望をして終わりたいと思います。

北島委員

最後の公安委員会の委員会でございますので、特に私の地元でこれから計画が進められております新免許センターにつきまして、幾つかお聞かせいただきたいと思います。

この議会に新免許センターの整備費として1億 8,000 万円、それから 24 年の繰越明許費として 12 億 2,200 万円という事業費が計上されております。そこで、この運転免許センターにつきましては、新たな社会資本整備のあり方ということで、現在のストック、今まで使っておりました徳島空港の旧ターミナルビル、これをリニューアルして整備するということで、鋭意進められていることと思いますが、現在の進捗状況とこれからの予定についてお聞かせいただきたいと思います。

乾警務部参事官兼会計課長

ただいま委員から、現在の進捗状況と今後の予定ということで御質問がありました。

新免許センターにつきましては、現在、設計の詳細設計の段階であります。設計については、平成 22 年度から始まっておりますが、基本設計を終えて詳細設計の段階でございます。そして、24 年、25 年の2年をかけて、改修工事を行ってまいりたいと考えております。運用開始については、26 年の1月と考えております。

北島委員

今、設計中で、基本設計も上がって実施設計、24 年度、今年度からは本格的に事業のとんかちが始まることと思いますが、今のお話のように平成 26 年1月からは新しい免許センターが運用されるということでございますが、実は、私は免許証の書きかえ中でございますが、この間、北署へ行ってまいりましたが、北署では自分の住んでいる所、居住地の最寄りの警察署、あるいは今の大原町の免許センターへ行けば、警察署では数日かかりますけれども、免許センターに行けば、1日で更新が可能だということでございます。

お伺いしますと、そういう利用者、免許所有者の利便性ということで、徳島北署だけが両方でいけるというふうなこともお伺いしたのですが、他の警察署ではそういうふうな対応はなさっていないのでしょうか。

山口交通部長

免許の更新の種類と申しますか、手段でございますが、現在、即日交付エリアと申しまして、東、西、小松

島につきましては、大原の運転免許センターで手続きをしていただいて、その日のうちに免許証をもらえるとなっております。

即日交付エリア以外の 12 警察署につきましては、優良運転者はその 12 警察署のどこでも結構でございます。どこの警察署でもできます。それと大原の運転免許センターでできます。ただし、警察署の場合は、先ほど委員がおっしゃられたように数日間かかるというものです。優良運転者以外の違反された方、事故をされた方の手続きにつきましては、最寄りの住所地を管轄する警察署だけでしかない状況でございます。

そして、もう一つが、委員の地元でございます北警察署、もしくは大原の運転免許センターという任意選択性という方法でっております。

したがって、違反者の更新については、現在、北警察署のみであり、優良運転者については、どこでも構わないという任意選択制になっておりますけれども、そういう状況で進めているところでございます。

北島委員

限られた警察署の管内に居住されている方が特典を受けられると、それと、今おっしゃったようにゴールドに乗っておられる方は大原のほうへ行けば1日で交付されると。

やはり、新しい免許センターができますれば、せっかく多額の県税といいますか、巨費をかけて、大きな免許センターができますので、できれば全県下から1日で交付ができるというふうに考えていただければ、お仕事を持たれている方とか、どうしてもウィークデーといいますか、日曜日に行けるよう、もう少し行政のサービスを新しい免許センターにも取り入れていただけたらと思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

そして、この免許センターには全県下から来られるということになりますと、やはり、アクセスが問題になるうかと思えます。公共交通といいましても、バスしかないということでございます。特に、空港線、徳島阿波踊り空港に行くバスは頻繁に徳島駅等からは運行されると思いますが、それだけでは、免許センターの業務の時間帯というのは飛行機の時間帯と合わないと思えますので、そういうことから言いますと、免許センター直通便、あるいは、経由で鳴門へ行くとか、そういうふうな交通のアクセスをひとつ考えていただきたいと思いますが、このような利用者の利便性についてはどういうふうに計画上考えておられるか伺いたいと思います。

山口交通部長

委員御提案のとおり、県民の利便性のことを考えますと、やはり、公共交通機関の交通手段というのは必要であろうと考えているところでございます。したがって、新庁舎の西側の敷地内にバス停を設けまして、空港線のバスに一たんそこに乗り入れていただく。それから、お話がありましたように、各講習の時間が違いますことから、それに合わせたような免許センター行きのバスの増便をしていただくという申し入れをして検討していただいているところであります。

北島委員

特に利用者に対するサービスというのをこれから重点的に、これから設備を考えていく上において、十分

御配慮をいただきたいと思います。

それと、もう一つ、免許センターは、県北部の防災拠点と位置づけられておりますが、これは今後、予測されます三連動地震、これに対する災害の発生時に広域緊急援助隊というのに県外から応援に来ていただく。その一時集結場所と位置づけられておりますが、これらについてはどのような活用の方法を考えられておりますか。

久米川警備部長

今委員からお話がありました新運転免許センターの防災センターとしての位置づけということでございますが、新しい運転免許センターは免許センターとしての業務以外にも、災害発生時に他県から応援に来る警察部隊の集合場所として運用できると考えているところであります。

新運転免許センターは、駐車場が非常に広く、1万 5,500 平米くらいを考えております。また、544 台を駐車できる計画で進めておりますので、大規模災害が発生した場合には、多数の車両で入県してまいります県外部隊、大体約 700 人くらいの部隊が入ってまいりますので、その一時集結場所として考えているところであります。県外からの応援部隊として入県してまいりますそういった部隊は各県単位で入ってまいりますので、それぞれ入県してきた部隊に対して、現地での被災状況とか業務分担等の打ち合わせ、装備品とか食料品の配分、それから燃料等の補給を行いまして、被災現場に向かわせると言うことを予定しております。被災現場ではそれぞれの部隊は現地の署長の指揮下で活動するということにしております。

北島委員

警察の方に心から敬意を表したいといえますのは、今回の東日本大震災で警察官の方が現在も応援に行かれているし、延べ数百名の方が復興復旧のために現地に入られて、大変な御努力をされていることに対しては、心から敬意を表する次第であります。

そういう行かれた方のいろんな経験は今回の免許センターでの応援部隊の、入って来られる方の受け入れ体制、それから、地震、津波あるいはほかの災害に対しての教訓を十分に発揮していただけるように特にこの施設を活用していただきたいと要望しておきたいと思います。

もう一点、私も県庁に来るたびに思っていたことがございまして、実は国道 11 号線のバイパスと、国道 192 号線の両国道には、バスとタクシーの専用レーン、また優先レーンというのが設けられております。これもかなり昔からと思うのですが、大体いつぐらいからの範囲で規制されておりますでしょうか。

山口交通部長

今、委員のおっしゃられたバス専用レーン、優先レーンでございますが、昭和 50 年にできております。

これは路線バスの定時通行を確保して、マイカーから公共交通機関に変わってもらうと。そして、徳島市中心部の渋滞を避けるということが目的で始まったものでございまして、昭和 50 年に国道 11 号に優先レーンを、国道 192 号に専用レーン、優先レーンを設置しております。それから、昭和 56 年に、国道 11 号に専用レーンを設置したところでございます。専用レーンにつきましては、国道 11 号が約 7.1 キロメートル、優先レーンが 0.4 キロメートルでございます。国道 192 号でございますが、専用レーンが約 1.2 キロメートル、優

先レーンが約 4.2 キロメートルということで運用しているところでございます。

北島委員

今から 30 年から 35 年前といいますと、日本が高度成長時代、バブルに向かった成長時代ということで、大変、好景気な時代を迎えようとしておりますし、自動車もふえ、マイカーといいますか、国民一人一人が持つという時代が到来するというような背景があって、そういう今のような公共交通を定時に運行させるために専用レーン、優先レーンをつくったという趣旨だろうと理解しております。その時代ですから、ある程度は規制した以後、取り締まりというのは何度か私も目にしたことはあるのですが、現状はあってないようなものということで、その間に国道の交差点の改良とか、車の小型化という時代の流れもありますけれども、規則をつくった以上は守らなければならないと。公安関係がつくった規則を県民がだれも守らないということはいかがなものかなと思います。

そして、私が言いたいことは、この春、4 月 25 日と聞いておりますが、東環状線が末広大橋の南から北環状線まで全線開通ということを聞いておりますが、これも開通しますと、今の 11 号バイパスを通行しております車がかかり流れるのではないかと私自身は思うのですが、そうならばなお一層バスの規制と言うのも今の時代に見合わないのではないかというふうに思います。

この際、東環状の通行量、現在の 11 号バイパスの現状と 4 月以降の通行量等々を勘案していただいて、守れない規則をいつまでもおいておくというのはいかがなものかなと思いますので、この際、撤廃というふうな方針、お考えはあるかどうかお聞かせください。

山口交通部長

交通規制というものは時代の要請に応じて変化するものであらうと考えております。昭和 50 年、あるいは昭和 56 年当時にできた規制でございますので、当然、道路の環境、車両の通行状況を考えて、見直していくべきであらうと考えております。

4 月 25 日に阿波しらさぎ大橋が開通して、東環状線が出来て、当然、迂回する車両が出てまいるものと考えております。したがって、開通以後、実際に車両の通行実態がどのように変化するのを見た上で、バス事業者等の意見も聞いた上で、廃止できるのかどうか最終的に判断して結論を出してまいりたいと思います。

北島委員

状況を見て撤廃の方向を模索していただけるということでございますので、了としたいんですが、この規制というのは、時代時代によって変わってくると思うんですね。ですから、県内全域にわたりまして、昔からの規制がいまだに変わらない、そのまま残っているというふうなことも考えられますので、全県下にわたって見直す必要があらうかと思っておりますので、その辺、本部長さん、県下全体のチェックと言いますか、バスレーンのみならず、いろんな一方通行とか、ほかのいろんな交通規制があらうかと思っておりますが、特に古い規制を見直すという方針はいかがでしょうか。

吉岡警察本部長

お答えいたします。今、委員が御指摘したとおりだと思います。時代時代に応じて、そのときの交通状況に応じた交通規制をしていくということが非常に重要だろうと考えております。

これまでに、逐次、見直しはしております。最高速度規制ですとか、駐車規制ですとか、信号制御とかそういったものを含めまして、逐次、見直しをしているところでございます。こういった見直しにつきましては、引き続き、今後ともしっかりと交通状況を見きわめながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

福山委員

私のほうからは、ごく簡単に聞いておきたいのですが、いよいよこの日曜日で震災から1年がたつわけでございますけれども、今、警察のほうから、東北のほうにいまだに行かれていると思うのですけれども、その現状をちょっと教えていただけますか。

久米川警備部長

福山委員から、警察部隊の1年たつての派遣の現状ということのお尋ねでございますけれども、全国の警察から、被災地の3県に対して、これまで2月末の統計でございますけれども、354 日延べ 90 万 4,500 人の警察官が派遣されているというところでございます。

それで、本県につきましては、現在も2月 26 日から3月 15 日までということで、現在も福島県のほうに入っております。30 人の機動隊が入って、24 時間体制の安全パトロールということを実施しているところでございます。本県からも延べにしますと、576 名、528 日ということで、延べで通算しますと、8,341 人という数字で入っているところでございます。

今後のスケジュールというところになりますけれども、3月になりまして、宮城県警のほうには大体全国から40 人くらいが応援に入っております。それから、福島県の警察には 510 人くらいが入っているところでございます。任務といたしましては、警戒区域や計画的避難区域の中の警戒警らなどでございます。

今後とも、やはり規模は縮小になると思われますけれども、当分の間は、応援派遣は続くという状況でございます。

福山委員

今現在、2月 26 日から3月 15 日まで福島県に 30 人が出ていると。1年過ぎて、私がちょっと聞きたかったことを先に言ってくれたのですが、この後、どういうふうな形で移行していくのかなというのが気になったんです。今の方向で行きますと、要請依頼を受けて行くように今後ともしていくのか、それとも、こういう状況で本県も先ほど質問のありましたように三連動云々の問題もいろいろあります。今後のこと等々を含めて、いろんな形の中で、今まで出動された方が、靴にしてもいろいろこういうふうに変えて、ある意味いろんな大きな勉強もさせていただいたということになろうかと思うんですけれども。

今後、必要に応じてということなんですけれども、その必要というところが私は非常に微妙な形になってくると思うのですが、できるだけこういう地域に対して、温かい目といいますか、今、治安のほうは多少落ちついたと思いますが、最初はひどかったように聞いております。いろんな意味でできるだけの配慮をしていただき

たいと思います。これは、私もこれ以上は答えにくいと思いますので、本部長のほうからそのあたりいかがでしょうか。今、申し上げましたように、今後とも、配慮していただくということで、要請があったら行くということになっていると久米川部長さんのほうから答弁をいただきましたけれども。

先ほど言いましたように、本県として、今後、西と東の違いで、ある意味、大きな役割を果たしていかなければならないと思うんです。今後、三連動等々があったときに、本県がどういうふうな形で、お力をおかりするかかわからないし、行ったことでいろんな勉強してきたことを、残っている警察官の皆さんに勉強会等々をやっていたきたいと思っているわけですがけれども。

今後、派遣についてできる限りのそういう思いやり、温かみのある配置の仕方をお願いできたらと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

吉岡警察本部長

委員からお話がありましたとおりでございまして、やはり、東北被災県、まだなかなかそれぞれの都道府県警察だけでは不十分である場合には我々が積極的に対応していきたいと思ひますし、また、三連動地震が懸念されているわけですから、その際にはまたお願いすることも当然出てくるわけでございしますので、お互いさまという面もあろうかと思ひます。そこら辺も踏まえてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

古田委員

きょうの新聞で、余りこういう問題はないと、なくしてほしいという思ひなんですがけれども、靴下を盗んだ元県職員に有罪判決が出たとか、県のサーバーにわいせつ画を流した大阪本部係長が文書訓告をされたとか、いろんなそういう不祥事があるんですが、県警のほうでは、過去5年間にこういった懲戒処分当たるような方はいなかったのでしょうか。もし、いましたら、どういうことでそういうことが起きたのか、まずはお聞きをしたいと思ひます。

今井首席監察官

県警察職員に係る懲戒処分の状況についてお尋ねでございますので、その状況について御説明を申し上げます。

過去5年間ににおいては、合計で12名の者を地方公務員法に定める懲戒処分に付しております。懲戒処分の事由については、被留置者の逃走、それから、占有離脱物横領、不適切交際、家庭ゴミの不法投棄、交通死亡事故などでございます。

古田委員

懲戒処分まではいかなくても、内部処分というふうなことを受けた方もいると思うんですが、それはどのような状況でしょうか、その内容ですね。お聞きをできたらと思ひます。

今井首席監察官

地方公務員法に基づく懲戒処分、これに至らない措置として、訓戒、注意のいわゆる内部処分につきまし

ては、職員の規律違反に対して、任命権者、または指揮監督権を有する上級の職員が当該職員の以後の職務履行の改善向上を図るために行う法律に基づかない事実行為でありますことから、これらの措置については一般的に議会報告を控えておりますが、実際に軽度の懲戒処分に至らない規律違反行為等につきまして、指導警告、訓戒注意の内部処分を行っております。

5年間の状況を見ますと、44 件で 56 名でございます。

古田委員

今後、そういった内部処分とか、懲戒処分を出さないために、いろいろな取り組みもされておられるかと思うんですけども、その方向をぜひお聞きしたいと思います。

今井首席監察官

いわゆる不適切事案、非違事案を未然に防止するために、立てている対策でございますが、まずは、業務管理の徹底、それから、2つ目に身上把握指導の徹底、3つ目に職務倫理教養の徹底、この3本を重点として未然防止対策として進めているところでございます。

業務管理の徹底については、四半期ごとに各所属に対して、業務監察、あるいは、巡回業務指導等を行いまして、不十分な点、改善を要するところ等の指導を行っているところでございます。また、身上把握指導につきましては、所属長と幹部職員が適宜、部下職員と面接等を行って、その職員ごとの身上実態に応じた指導を行っております。また、職務倫理教養の推進については、各職場とそれと警察学校において、教訓事例等に基づき、教養を実施しているところでございます。

古田委員

模範となるべき警察官ですので、不祥事などを起こさないように取り組みを広めていただきたいと思います。

もう一点だけ、きょうの県サーバーにわいせつ画ということで、この場合はパソコンの共有するサーバー内にわいせつな画像を保存したと、動画を保存したというふうなことなんですけれども。

県警の場合は、こういったそれぞれ職員の皆さんが使われるパソコンなどはどのように管理をされているのかお伺いをしたいと思います。

池田警務部長

県警本部につきましては、サーバーも当然管理しておりますが、個人ごとに単体でパソコンを配付しておりますので、定期的に情報セキュリティー監査、あるいは随時監察等におきまして、そのデータ、外部記録媒体も含めまして、データのチェックを適宜行っているところでございます。

中山副委員長

2点ほどお聞きしたいと思います。

2月 29 日の徳島新聞、これは神山の不法投棄。これ以前にも逢坂峠でも不法投棄があったと新聞報道さ

れております。

そこで、遍路道などのごみの不法投棄が絶えません。

これらの不法投棄の検挙率というのは、ここ数年どのように推移しているのかを、まずお聞きたいと思います。

松岡生活安全部長

ごみの不法投棄等でございますけれども、遍路道に限ってということではございません。県下全体の検挙について御報告いたします。

まず、5年間ですが、19 年が 12 件 15 名、20 年が 28 件 22 名、21 年が 44 件 47 名、22 年度が 21 件 21 名、23 年が 27 件 41 名となっております。これは、一般廃棄物、産業廃棄物含めた数でございます。

中山副委員長

今、5年間をお聞きしたら、12、28、44、21、27 と。3年ほど前に 44 件あったということで、それ以外は、20 件から 30 件弱ということで、なかなか減っていないというようにお見受けします。

もっともっと、せっかく四国八十八カ所が今度、世界遺産登録をしようかという機運がありますので、ぜひともこういうことの撲滅に向けて、もっともっと、県と連携してなくしていただきたいと思います。今後の警察としての取り組みはどのようにお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

松岡生活安全部長

不法投棄に対する取り組みでございますけれども、一般的な取り組みに加えまして、昨年は特に6月7月を集中取締り月間と定めまして、県下一斉に取り締まりを実施したところでございます。今後も関係機関等とより一層緊密な連携を深めまして、各種広報啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

また、排出業者や処分業者等に対しますきめ細かな指導により環境問題についての遵法意識を高めることが必要であると考えているところでございます。また、県警察が既に設置しております警察総合相談、＃9110でございますが、こういうものの活用によりまして、県民の方々の要望にこたえていきたいと考えているところでございます。関係機関等との合同による不法投棄パトロールや監視活動を継続強化してまいりたい。そして、また積極的な事件摘発や排出業者に対する委託基準違反などの排出責任についても追及してまいりたい。

ということによりまして、今、委員のほうからも御指摘がありましたような不法投棄の根絶に努めてまいりたいと考えております。

中山副委員長

この記事にも書いてありますように本当に心が痛んで残念で情けない事件だと思いますので、一生懸命頑張ってください、不法投棄撲滅に向けて頑張ってくださいと思います。

もう一点、交通関係についてお伺いしたいと思います。

事前の総務委員会で本部長からの御報告にありましたが、昨年の交通事故の状況は、残念ながら一昨年

を5人上回る49人ということでしたが、4年連続で40人台に抑止することができたということです。交通事故の発生件数、また、負傷者数もいずれも減少するなど、大変御苦労され、頑張っていたいただいと思っています。

ところで、県民がチームで参加して、無事故無違反を実践する徳島スマートドライバーセーフティーラリー2011は、昨年、我が会派の福山先生の御提案によりまして、期間を1カ月間延長して、8月から12月末までの5カ月間実施し、先日、公開抽選会が開催されましたが、このセーフティーラリーの実施結果と効果について、まずはお伺いしたいと思います。

山口交通部長

徳島スマートドライバーセーフティーラリー2011でございますが、今回で3回目の開催でございます。

参加者につきましては、個人が1,254チーム、事業所が1,670チーム、運輸関係のドライバー等が192チームの合計3,116チーム、17,691人の参加がございました。これは一昨年と比較いたしますと、チーム数で約27%、個人で約30%ふえております。これだけ県民に浸透してきたのではないかと考えているところでございます。

期間中の交通事故の発生状況を申し上げますと、発生件数が2,238件、前年と比べますと、マイナス57件、死者数は残念ながら19人とプラス2人、傷者数が2,765人でこれもプラス5人と若干増加しているところであります。ラリーに参加した方の事故率でございますが、3,116チーム中交通事故あるいは交通違反を犯したチームが715チームで、それ以外の無事故無違反を達成したというのは2,371チーム、率で言いますと、76.1%のチームが無事故無違反を達成したということでございます。事故率でございますが、ラリーの参加者の事故率は0.18%で、一般ドライバーと比較いたしますと、0.36ポイント下回っております。したがって、ラリー参加者の方の事故の発生が少なかったという状況でございます。交通違反の違反率でございますが、これもラリー参加者は5%と一般ドライバーの率を0.5ポイント下回っております。

ラリー実施の結果でございますけれども、実施前の平成20年と比較いたしますと、発生件数、傷者数とも平成20年を下回っておりますので、こういった状況から見ますと、事故率、違反率、交通事故の件数、傷者数も含めまして、大きな効果があったのではないかと考えているところでございます。

中山副委員長

今、話を伺いますと、大変効果があつたということでございます。また、昨年は東日本大震災がありまして、チャリティーラリーを兼ねて、被災者の方に70円、小額ですが徳島県民の気持ちが被災者のもとに届いたのではないかと思います。

そこで、このようなラリーというのは全国のほとんどの都道府県でされていると聞いております。また、大変効果が上がっております。本県の場合は、県予算も使わず、多くの企業や関連機関団体から事業費や商品を寄附していただき、県民スポンサー事業として行っていると聞いております。ぜひ、来年以降も継続して県民の交通安全意識をさらに高めていただけたらと思います。

また、昨年はチャリティーラリーを兼ねて開催したということから、従来、今までは、男性チーム、女性チーム、男女混合チーム、高齢者チームの4部門に分けて、実施されていたと聞いております。事前の報告でも

ありましたように、昨年度の高齢者の死者数が 32 名ということで、交通事故死者数の約3分の2を占めるという中、高齢者の皆さんがチームで参加して、無事故無違反を達成するという充実感が交通安全意識の醸成につながると思いますし、また、協賛企業の豪華商品を楽しみにされているということは、高齢者の交通安全対策に大変よいと思いますので、ぜひとも今年度、もし継続するのであれば、一般チームと高齢者チームという2部門に分けて、実施していただけたらと思いますがどうでしょうか。

山口交通部長

本ラリーにつきましては、交通事故防止に一定の効果があると考えておりますので、平成 24 年度も引き続き関係機関団体と協議しながら実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

参加チームのほうでございますが、1回目、2回目は中山副委員長から御指摘がありましたように、男性チーム、女性チーム、男女混合チーム、高齢者チームでやってまいりました。昨年は、東日本大震災のチャリティーを兼ねるということで、より参加しやすいようにということで、そういう枠を設定せずに、どなたでも5人から9人の間でチームをつくってくださいということでやりましたけれども、ことし終わってみますと、やはり、高齢者の方からは、高齢者チームが欲しいと、公開抽選会で抽選するときに、あの当たるときどきワクワク感がたまらないと。やはり、そういう目標があれば、日常から交通安全を心がけることもできるという声もいただいておりますし、また、ただ今、中山副委員長からも御意見をいただきましたので、これは警察だけで決められるものではございませんので、近々、開かれる実行委員会で警察のほうから昨年の総括といたしまして、議会、あるいは高齢者の方々からこういう声があるという御報告をいたしまして、できるだけそのようにできるように我々としても進めてまいりたいと考えております。

中山副委員長

非常にいい試みだと思しますので、実は我が会派も明政会としても1チーム、次年度には参加したいと思っております。

ほかの総務委員の先生方も前向きに検討していただいて、ぜひ広くPRしていただいて交通事故の撲滅に努めていただきたいと切に要望して終わります。

竹内委員

本年度最後の議会ということで、私からも数点質問したいと思います。

事前委員会のときに、今回、提出された警察官の増員7名については、サイバー犯罪の取り締まり要員に充てるということでございました。私はこういうITに弱いのでお聞きしたいのですが、サイバーというと、インターネットを使用した犯罪というイメージでございますが、まず、サイバー犯罪とはどのような犯罪をいうのか、また、サイバー犯罪の被害にはどのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。

松岡生活安全部長

お答えいたします。サイバー犯罪と申しますのは、竹内委員が先ほどおっしゃいましたようにコンピューターやコンピューターのネットワークに関する犯罪でございます。

大きく分けまして、3種類ございまして、1つは、コンピューターや電磁的記録そのものを対象とした犯罪でございまして、刑法の電磁的記録不正作成罪、あるいは、電子計算機使用詐欺などでございまして、不正な電磁的記録をつくったり、使用することによって事務を誤らせるということでございまして、具体的に申しますと、コンピューターに虚偽のデータを入力して、残高をふやして現金を引き出すような行為、元々の機械のデータを改ざんするというようなものでございます。

2つ目は、不正アクセス行為でございまして、他人のIDやパスワード、そういうようなものを使用して、不正にコンピューターにアクセスする行為、具体的には、他人のホームページに侵入して、データを改ざんする行為、あるいは、ネットバンキングで多額の金銭を盗む行為などでございます。

3つ目は、インターネットなどを利用した犯罪でございまして、これはオークション詐欺やホームページなどを利用したわいせつビデオの販売、あるいは、インターネットによる児童ポルノの掲示や提供、また、違法薬物の販売、こういったさまざまな犯罪がございまして、これに加えて、昨年7月には、コンピュータウイルス罪も施行されて、ウイルスを作成提供することが罰せられるということになりました。

これらを総称して、サイバー犯罪と呼んでいるところでございます。

竹内委員

今お聞きしたら、大変な難しい状況があるのだらうなと感じるわけで、先ほどもお話があったポルノ、オークション等々の問題、データの改ざん、ホームページに不正アクセスをして金銭を巻き上げると、非常に今の時代、我々としては到底ついていけない部分があるわけですが、これほどの悪質で非常に高度な犯罪を犯すことになると、取り締まるほうも相当気合いを入れて勉強して、専門家が必要だと思うわけです。専門家がいなければ、なかなか取り締まりも難しいだらうと思いますけれど、7名をそれに充てるとのことなので、今までにそういった専門家の養成というのはやってこられたのか。

あるいは、具体的にどのような体制になって、どのような効果があらわれるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

池田警務部長

県警察におきましては、これまでコンピューターに関する専門知識、技能を有するハイテク犯罪捜査官、及び情報処理技術者を採用しておりまして、これらの者を中心にサイバー犯罪捜査を行っているところであります。また、年々、これらの犯罪が増加しておりますので、これに的確に対応するため、今後とも専門知識を有する職員の採用を検討しているところでございます。また、県警察では、本部にサイバー犯罪対策プロジェクトとして、関係課の連携チームを設置しまして、各部門が連携してサイバー犯罪に対応しているところでございます。今回、増員が認められました7人につきましては、サイバー犯罪専従検挙班として、サイバー犯罪対策を担当する部署に配置しまして、先ほど申し上げましたプロジェクトの中核として、サイバー犯罪捜査に従事させることとしております。

なお、これまでの効果でございますが、このプロジェクトを中心に専門家も活躍しまして、全国的にも相当な成果を上げているところでございます。

竹内委員

既にそういう体制を整えた上で、今回7名の増員ということで、ある程度、安心をしたわけですが、当然、今回の職員さんの増員の中には、今までの警察の試験で、専門家を採用されたことはあるのですか。

池田警務部長

繰り返になりますが、これまでハイテク犯罪捜査官と情報処理技術者を採用しておりまして、このハイテク捜査官につきましては、情報処理技術者もそうであります、コンピューター会社等で勤めていたなどの経験のある者を採用しているところであります。

竹内委員

わかりました。これからも7名のみならず、各警察署等々でいろんな犯罪が起こってくるだろうと思いますので、そういうふうな専門家の採用というのも今後とも検討していただきたいなと思います。

当然、これだけの改正で、チームをつくって取り締まりをするわけですが、大いに期待をいたしておりますけれども、これはやはり、あったからというのではなくて、警察はだいたい犯罪があつてから動くというのが過去の事例ですが、なかなか事前には動きにくいというのがありますよね。この分については、やっぱり未然に防がなければいけないというふうなことがいえると思いますので、その未然に防ぐ方策、そういうものを考えていらっしゃるでしょうかお答えいただきたいと思います。

松岡生活安全部長

お答えいたします。防止対策についての御質問でございますけれども、サイバー犯罪に的確に対応するために、当方といたしましては、産業界と連携いたしまして、県下のプロバイダー8業者、県下にございますけれども、これと連絡協議会を設立いたしまして、毎年、協議会を開催して、情報セキュリティについての意見交換を図るなどの対策をとっているところでございます。また、被害防止のための講演会を開催いたしまして、インターネットに潜む危険性について広く注意喚起を行うなどサイバー犯罪の被害に遭わないための防犯意識の高揚に努めております。また、県警察のホームページでは、インターネットオークション利用時の注意点、あるいは、不正アクセス、コンピューターウイルス対策、架空請求メールへの対応要領などサイバー犯罪への対応、対処要領を掲載しております。

そのほか、インターネット上でサイバーパトロールを実施しております。これは、国家試験を有する専門の係員等を含めまして、ネット上の違法有害情報の発見に努めております。また、先ほど申しました資格を有する係員によりまして、サイバー犯罪に関する相談対応に当たらせるなど、サイバー犯罪の未然防止に努めているところでございます。

竹内委員

わかりました。この種の犯罪と言うのは、年々、難しくなってくると思いますので、犯罪人よりもなお高度な技術をもって対応できるように、ぜひ強くお願いを申し上げたいと思います。

もう一点は、先ほどの説明であつたのですが、警察活動費の中で、一般警察活動費が758万円減ってお

ります。これは前にも福山先生が言われたのかなと思うのですが、いやらしい見方をすると、活動費が減っているのは仕事をしていないのではないかと。私はそうは思っていないよ。物すごい経費の削減に努めているということはわかるのですが、活動費が削られて、これは生命線だと思うので、来年度の一般活動費というのは、昨年と比べると減っているのですか、それともそのままですか。

寺井委員長

小休します。(11 時 48 分)

寺井委員長

再開します。(11 時 49 分)

乾会計課長

先ほど竹内委員のほうから、一般警察活動費の話がございましたが、刑事警察費ということでお答えをいたします。これも 228 万 5,000 円減額になっております。竹内委員が御心配されている内容というのは、この刑事警察費の中に含まれております捜査費の話であろうと思います。

事前委員会のときに、御質問がありましたけれども、この件につきましては、過去5年間、予算は 1,850 万円です。決算額については、1,000 万を境にして、変動があるという状況でございます。一昨年度と比べましても、昨年度につきましては、執行額はふえている状況でございます。

竹内委員

減ってくると、減られるというのが、県の考え方なので、事前でも福山委員のほうから話があったように、グレーゾーンがあって、本当は使わなければいけない経費であったとしても、これは遠慮しておこうかというような感じで出てきてない部分を、私も福山委員も心配しているわけで、とにかく要るものは要るのですから、きちんと要求をし、きちんと使うというふうな方向でいってほしいと要望しておきたいと思います。

また、先ほど中山副委員長のほうからお話がありました不法投棄、不法投棄をするふらちなやつもおります。これを一生懸命、掃除をするボランティアの活動もあるわけで、このふらちなやつをやりつけるのが警察だと思いますので、環境局と十分に連携をとっていただいて、これは絶対に許さんというふうなことでないと、本当にこれは繰り返しなんですよね。ぜひ手間のかかる地味な仕事だと思いますが、強く取り締まりをお願いして、絶対許さないという方向でお願いを申し上げたいと思っております。

また、私が十何年も前から言っております東署の改築の問題であります。先ほど、北島委員のほうから、免許センターの改築ということでありましたが、私は個人的には順位をいえば、免許センターの改築よりも東署の改築が先なのです。これは。それを皆さんもわかっているはず。この前も委員さんから質問が出て、東署の改築は喫緊の課題だということでございますので、これは知事部局が最終的には最後のひもを締めているわけで、このことについていろいろ警察の中でも検討されて、順次進んでいると聞いておりますので、ぜひともこれは一日でも早く東署が水につかって、地下の被疑者の人がおぼれたというような話、警察官が逃げないといけないというような話は絵になりません。

防犯の第一人者であり、それから、地震対策の中でも一番活躍していただかなければならない。本部を除けば、東署というのは一番大切なところでございますので、このことは答弁は要りませんけれども、何回も申し上げているとおりでございますので、一日も早くできますように、我々議員も応援いたします。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に、私の大好きな西村刑事部長が今回、御退任されるということでございまして、長年、警察一筋、正義感にあふれて頑張ってきたということに、大きな敬意と感謝を申し上げたいと思います。

最後の答弁をいただきたいのですが、今までの警察一筋の人生の中で、一番思い出に残る事件をお示ししていただきたいと思います。そして、数多い若い警察官に教訓ですね、ぜひ長い経験の中で、それがあれば、お聞きしたいと思います。

西村刑事部長

竹内委員、お気遣いをいただきまして、まことにありがとうございます。

あと1カ月足らずで退職となります。これまで私の警察人生で思い出に残る事件ということでありますが、忘れられない事件、心残りの事件ということになります。それは、みなさん御存じの事件でございます。

全国に指名手配をしております、現在、鋭意捜査中の小池俊一の事件でございます。この事件、私が捜査一課で刑事指導官をしていた平成13年4月に発生した事件であります。連続して、父親と息子さんが殺害をされて、父親は徳島市吉野本町の県営住宅、息子さんのほうは、淡路の駐車場でそれぞれ焼死体で発見されるという非常に残忍な事件でありました。

事件発覚と同時に、徳島東署に捜査本部を設置しまして、間なしに聞き込み等によって、小池を割り出したのでありますが、逮捕直前に捜査を察知されまして、逃走されてしまいました。非常に捜査員は悔しい思いをいたしました。そのことによって、遺族に、そして、県民の方々に多大な御心配と御迷惑をおかけすることになり、大変申しわけなく思っております。

現在も、捜査本部では300万円の懸賞金をつけて、追跡専従捜査員を中心に強力な追跡捜査等を展開しております。そして、一日も早い検挙を目指しておりますが、いまだ逮捕には至っておりません。

今は、この悔しい思いを今後の捜査に、後輩の刑事に託すのみであります。皆さん方の御協力をよろしくお願いいたします。

次に後輩への教訓といいますが、伝えたいことでありますが、今の社会情勢や世相から見まして、今後とも警察を取り巻く環境は大変厳しいものがあると思われます。後輩諸氏には、本県警察のよき伝統を引き継いでもらい、県民の安全、安心のため、被害者の思いにこたえるため、また、頼りになる警察であるために精いっぱい努力をしていただけるよう期待をしております。

また、警察の仕事は県民の協力なくして絶対に成り立ちません。先生方、県民の皆様方の警察に対する変わらぬ御支援と御協力をお願いしたいと思います。

また、私ごとになりますが、長年、警察官として、仕事をさせていただき、ありがたく感謝の気持ちでいっぱいあります。退職で当然、警察官としての身分はなくなりますが、世のため人のために少しでも役に立てればと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

総務委員の先生方の今後ますますの御活躍を祈念申し上げまして、本当にありがとうございました。

竹内委員

ありがとうございました。今期で退職される警察官も多いと思いますが、第二の人生がすばらしいものでありますように、そして、また、一番心残りである小池事件、残忍きわまりないこの男の逮捕が一日も早くできますことを、私どもも一生懸命応援ができる範囲の中で頑張っていきたいというふうに思っております。

大変御苦労さまでございました。終わります。

寺井委員長

ほかに質問はございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました 公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第57号、議案第58号、議案第73号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たりましては、畠山公安委員長、吉岡警察本部長を初め、理事者各位におかれても、常に真摯な態度をもって審査に御協力をいただき、心から感謝の意を表する次第でございます。

理事者各位におかれましては、審査の過程において表明されました 委員の意見、並びに要望を十分尊重され、今後の警察行政に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

時節がら、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

畠山公安委員長

それでは、私のほうからも、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

今年度、最後の総務委員会でございました。

寺井委員長、中山副委員長を初め、各総務委員の皆様方には、この委員会審議を通じまして、警察行政

各般にわたりまして大変な御指導を賜りましたことに対しまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。

皆様方から御指導、御提言いただきました事項につきましては、警察行政に反映されるよう県警察を督励してまいりたいと考えている次第であります。

どうか皆様方におかれましては、今後とも、県勢発展のために御活躍されますことを心から御祈念申し上げますとともに、引き続き、警察行政に対しまして、御指導、御鞭撻をいただきますよう、心からお願い申し上げます。1年間大変ありがとうございました。

寺井委員長

議事の都合により、休憩いたします。(12 時 02 分)